

別記様式第1号(第四関係)

羽須美地区活性化計画

島根県（代表）
島根県邑南町

平成29年2月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	羽須美地区活性化計画			
都道府県名	島根県	市町村名	邑南町	地区名(※1)

地区名(※1)

羽須美地区

計画期間(※2)

平成29年度～平成33年度

目標 : (※3)

羽須美地区は、高齢化による農業の担い手が不足するなか棚田オーナー制度の取り組みを平成27年度から始め、初年度には7組の家族を受け入れることができた。さらに、今後も、交流型農業を持続発展させ地域の活性化を図る。また、棚田オーナー制度などで来町する都市住民との交流の場として活用する、棚田近傍の軍原キャンプ場への遊歩道を改修することにより休止しているキャンプ場を再開し、利用者の増加を図りたい。これにより都市住民と農村地域の人々との交流を楽しむ滞在(農泊)を推進する。

<交流人口の推移>

棚田オーナーの参加組数

平成28年度 6組 → 平成29年度以降 7組以上

キャンプ場利用者

平成28年度まで 利用者 0名 → 平成29～33年度 利用者延べ400名以上
(平成22年度まで利用者年平均140名)

目標設定の考え方

地区の概要:

本地区は、島根県の南部中国山地の中腹にあり、邑智郡邑南町上口羽地内に位置し、邑南町役場羽須美支所の南西約2km地点の山間部にある。

周辺の地形は、標高400m内外の小起伏山地に囲まれており、この山間を西から東に江川水系出羽川が流れている。

地区の大部分は山林で占められ農地はわずかで5%程度である。しかも、その多くは山間谷間に点在し、圃場整備の可能な農地は極めて少ない。

このような自然条件のもと、地域の活性化を進めるため出羽川支流神谷川沿いの狭隘な地形に開けた棚田を利用して棚田オーナー制度を導入し、交流型農業を展開している。

現状と課題

農業従事者の高齢化による農業生産力の低下や、用排水路が未整備のため漏水や湧水による田面の軟弱化し、棚田景観の維持や農作物の栽培に支障を来している。さらに遊休農地の増加も懸念されている。

また、都市住民との交流を目的に、棚田オーナー制度の取り組みを始めたところであるが、近辺に宿泊施設や交流の拠点となる施設がない状況である。

今後の展開方向等(※4)

本地区は、棚田を荒らさないよう自然景観を守り、都市住民との交流を図る目的で棚田オーナー制度に加え、棚田で取れた米を棚田米として販売するなどして、交流型農業を持続し地域の魅力を高める。また、これを継続するため、生産基盤の保全的整備を行い、農家の生産意欲の高揚を図る。

キャンプ場へ続く遊歩道を改修し、安全にキャンプ場へ出入りできる状態にし、主として棚田オーナー一家族との交流や、収穫した農産物や地元農産物、特産品を食材としたバーベキューをしたり、川を利用した魚釣りや川遊びなどの自然体験活動などを通じて活性化につなげていく。

邑南町総合戦略の、地域学校・ふるさと教育(子どもたちが幸せを感じるまちづくり)の取組として、羽須美地区内をはじめとする、町内の小学生を対象とした自然体験活動や、広島県の小学生を呼び込み自然体験を行う体制を整備し、ふるさと教育、郷土愛を育む地域行事の開催、農に関する体験などをを行う予定である。

H28に認定された地域再生計画で、自然体験活動や郷土食材の提供等を計画しており、キャンプ場を利用して都市住民と農村地域の人々との交流を楽しむ滞在(農泊)を推進していく。また、外国人観光客の受入に向けてニーズを把握し、田舎生活体験プログラムに神谷地区の棚田や軍原キャンプ場を組み入れるなど地域における観光資源の発掘や地域文化の活用を検討し、体制整備を図っていきたい。

2 定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1)法第5条第2項第2号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別(※3)	備考
邑南町	羽須美(神谷工区)	農地等補完保全整備(小規模農林地等保全整備)	島根県	有	二	
邑南町	羽須美(軍原工区)	自然環境等活用交流学習施設(自然環境保全・活用交流施設)	島根県	有	ハ	

(2)法第5条第2項第3号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考
該当なし					

(3)関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考
邑南町	羽須美(軍原工区)	地方創生交付金	邑南町	SATOYAMA MOVEMENT拠点事業(2) インバウンド(観光受入)推進事業

(4)他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

該当なし

3 活性化計画の区域(※1)

羽須美地区(島根県邑南市)	区域面積 (※2)	1785.27ha
区域設定の考え方 (※3)		
①法第3条第1号関係: 羽須美の区域面積1, 785. 27haの内農林地面積は、1, 704. 19haで約95. 5%を占めている。また、羽須美地区総人口724人に占める農家人口は416人で57. 4%となっている。(2010年農林業センサス、平成22年国勢調査、土地台帳より)。		
②法第3条第2号関係: 棚田地域の農用地を保全整備することにより交流型農業が持続され、地域の活性化に有効である。		
③法第3条第3号関係: 市街地を形成している区域は含んでいない。		

4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

(1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m ²)	新たに権利を取得するもの		既に有している権利に基づくもの		土地の利用目的		備考		
		登記簿	現況		土地所有者		権利の種類(※1)	土地所有者		農地(※2)	市民農園施設		
					氏名	住所		氏名	住所				

(2)市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4)

整備計画	種別(※5)	構造(※6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

(3)開設の時期

(農林水産省令第2条第4号二)

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(※1)		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(※2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等 ① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3) ② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4) ③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(※5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件 その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項 ① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(※6) ② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(※7)		

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

計画終了年度までに農用地等の補完整備を完了し、翌々年度に棚田オーナー制度への参加組数及びキャンプ場利用者数を確認して、県及び邑南町で達成状況の評価を行い、評価内容の妥当性について第三者(農業委員会等)の意見を聞いたうえで、その結果を公表する。